

独立行政法人国立病院機構 第3期中期目標・中期計画(案)の概要

※下線は「見直し内容」を反映した部分

第2期中期目標期間満了に伴い、「独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(H25.12.16政独委長通知)や「独立行政法人国立病院機構の組織・業務全般の見直し内容」(H25.12.24厚生労働省決定)等を踏まえ、第3期中期目標期間に係る中期目標及び中期計画を策定する。

前文及び第1 中期目標の期間

- ◎ 本部が各病院に対して適切なマネジメントを行い、経営改善を継続するとともに、引き続き、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療や在宅医療を推進するための地域連携を確実に実施しつつ、地域医療に一層貢献することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に一層貢献するよう最大限の努力を期待する。【目標】
- 都道府県医療計画を踏まえた5疾病5事業や在宅医療を推進するための地域連携、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療などを、各病院の医療機能に応じ提供する。これに当たり、地域の診療所や他の病院との連携を推進する。地域での信頼を高め、より一層、地域医療への貢献を果たす。【計画】
- ◎ 第3期中期目標期間 平成26年4月～平成31年3月までの5年間【目標】

<続く>

第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項【中期計画 第1】

1 診療事業

<医療の提供>

- ◎ 病院の医療の質や機能を更に向上させるため臨床評価指標等を活用し、その成果について情報発信に努めること。【目標】
- 臨床評価指標を活用したPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進するため、全病院において、多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会(クオリティマネジメント委員会)」を設置し、指標のモニタリング、課題となる指標の抽出、問題点の分析、解決のための取り組みの検討等、指標の目標値達成を目指す仕組みを構築する。【計画】
- ◎ 患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図るとともに、医療の高度化に対応するため、老朽化した建物の建替等を計画的に進めること。【目標】
- 第三期中期計画期間中に耐用年数を経過する昭和54年以前建築の老朽棟がある病院が、全体の75%超と多数に上っており、この状況を改善するとともに医療の高度化への対応や患者のQOLの向上、病院機能の効率化の向上を図るため、施設・設備の更新整備を速やかに計画的に進め、クリーンで快適な療養環境を実現する。【計画】
- <国の医療政策への貢献>
- ◎ 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供すること。【目標、計画】
- 厚生労働省のDMAT体制の中心的役割を果たすとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制、及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実する。【計画】

<続く>

◎ 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、高い専門性を活かし、我が国における中心的な役割を果たす。【目標、計画】

○ 特に、以下については、積極的な取組を進める。【計画】

- ・障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの更なる充実
- ・医療依存度の高い重症心身障害児(者)や強度行動障害児(者)等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ
- ・神経・筋難病に係る医療提供及び相談支援の拠点としての機能の向上
- ・精神科疾患患者の地域生活への移行促進
- ・難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献
- ・多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応

<地域医療への貢献>

◎ 都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにすること。【目標】

○ 地域連携を進めつつ、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、

- ・重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組むこと
- ・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること

等によって在宅療養支援を行う。【計画】

○ 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。【計画】

<続く>

2 臨床研究事業

◎ 国立病院機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験を推進するとともに、EBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施することにより、科学的根拠を確立し、医療の標準化に取り組むこと。あわせて、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、出口戦略を見据えた医薬品・医療機器の開発支援に取り組むこと。【目標、計画】

○ 国際水準の臨床研究を推進するため、名古屋医療センターを中心に臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制を構築し、研究成果の実用化・製品化という出口を見据えた医薬品・医療機器の開発に貢献する。【計画】

◎ 電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め臨床研究等のIT基盤の充実を図ること。あわせて、他の設置主体でも活用できるよう診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献すること。【目標】

○ 電子カルテ情報の収集・分析について具体的な検討を進め、臨床研究等のIT基盤の充実を図る。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てる。診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。【計画】

3 教育研修事業

◎ 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上に貢献すること。【目標、計画】

◎ チーム医療を推進するため特定行為(注)を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施すること。【目標】

○ 高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実を図る。【計画】

<続く>

第3 業務運営の効率化に関する事項【中期計画 第2】

- ◎ 効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、ITに係る本部の組織体制を強化することにより、国立病院機構の診療事業・臨床研究事業等におけるITの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進すること。【目標】
- ◎ 経営環境を的確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収集・分析を進めること。【目標、計画】
- ◎ 本部の内部監査部門を拡充する等により、内部統制の充実・強化を図ること。【目標、計画】
- ◎ 効率的な運営を図る観点から管理業務を本部等に集約化するなどし、国立病院機構全体として管理部門をスリム化することについて非公務員化を踏まえて検討すること。【目標、計画】
- ◎ 各病院等において実施している経営改善の事例を通じて得た経験やノウハウを整理・蓄積し、他の設置主体の参考となるよう、情報発信を行うこと。【目標】
- 財務データ・診療データを組み合わせた経営分析に基づき、地域のニーズに対応した効果的な経営改善策を実施することにより、効率的な経営を推進する。経営改善の事例等を蓄積し、他の医療機関の参考となるよう、情報発信を行う。【計画】

第4 財務内容の改善に関する事項【中期計画 第3】

- ◎ 各年度の損益計算において、必要な投資を行った上で、国立病院機構全体として経常収支率を100%以上とすること。【目標】
- 医療の質やサービスの向上に必要な投資を行いつつ中期計画期間の国立病院機構全体における各年度の損益計算において経常収支率を100%以上とすることを目指す。【計画】
- 第3期中期計画の期間中に整備する医療機器・建物整備の計画:5,481億円±δ 【計画】
建物 3,136億円±α、医療機器 1,512億円±β、IT 833億円±γ

<続く>

第5 その他業務運営に関する重要事項【中期計画 第8】

- ◎ 非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることを踏まえ、更に効果的・効率的な医療の提供に資する人材の確保に努めること。【目標】
- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく非公務員化に伴って所要の措置を講じる。【計画】
- ◎ 技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図ること。【目標】
- 技能職について、中期計画の期間中420人の純減を図る。【計画】